

02 静保生第 2054 号
令和 2 年 6 月 30 日

旅館業営業者 各位
旅館業施設管理者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)

日頃から、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、令和 2 年 6 月 26 日付け事務連絡にて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」の通知がありましたので送付します。

令和 2 年 6 月 19 日から県境を越える移動自粛が解除され、本市においても宿泊を伴う旅行客の増加が見込まれるところです。つきましては、通知の内容を参考に新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めていただきますよう、御協力をお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、本市ホームページに掲載していますので、必ず定期的に御確認いただきますようお願いいたします。

<配布物一覧>

- (1) 【厚生労働省】「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」

<保健所の連絡先>

- (1) 帰国者接触者相談センター
0570-080567 (午前 9 時～午後 8 時)
054-249-2221 (上記以外の時間)

※静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページURL

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html

<問い合わせ先>

静岡市保健所生活衛生課 生活衛生係
電話 054-249-3155、3156